

令和3年 東洋労働保険協会 セミナー

令和3年1月27日(水)
オンラインセミナー

※「Zoomミーティング」による、
オンライン・ライブセミナー形式で
開催いたします。



受講料
無料

令和3年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行されます。今までは65歳までの雇用確保が義務とされていましたが、改正後は70歳までの就業確保が努力義務とされます。この重要な改正を目前に控え、当セミナーで改正の内容をご確認頂ければ幸いです。

「70歳までの就労機会の確保」

～企業が講ずるべき措置（努力義務）等について～

講師 特定社会保険労務士 増田 文香 先生

☆ 開場 13:00

☆ 講演時間 13:30～15:30

＜ 改正のポイント（令和3年4月1日施行） ＞

65歳までの雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、以下いずれかの措置を努力義務として講じる。

- ①70歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業

※詳しくはセミナー内で解説予定です。

※Web申込限定です（FAX申込はございません）

Webセミナー申込 url はこちら ⇒ <http://www.toyoweb.com/seminar.html>

セミナー会場に足を運ぶことなく、職場のパソコン等からご参加いただけます。参加申込を頂きました方へは、追ってメールでオンラインセミナーへのアクセスURLをご連絡いたします。